



国土交通省
信濃川河川事務所

記者発表資料

平成20年11月14日

信濃川における河川整備計画策定に向けて 県・沿川市町村懇談会を開催します

信濃川河川事務所では、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）の策定に向けて、信濃川中流部の河川整備に関する、沿川市町村から意見聴取を行うため、下記のとおり「信濃川水系河川整備計画 県・沿川市町村懇談会」を開催することといたしましたので、お知らせします。

信濃川水系河川整備計画策定に向けた各種意見聴取の取り組みについては、8月12日付け記者発表「信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）策定に向けた意見聴取を開始します」でお知らせしたとおり、学識経験者、流域住民、自治体から意見をお聴きし、整備計画策定作業を進めていきます。

※ 資料は、信濃川水系河川整備計画ホームページからご覧いただけます。

(<http://www.hrr.mlit.go.jp/sinage/sinano-plan/index.html>)

●信濃川水系河川整備計画 県・沿川市町村懇談会

日 時 平成20年11月21日（金） 午後1時30分～3時30分

会 場 信濃川河川事務所 3階会議室
長岡市信濃1-5-30

出席者 長岡市、小千谷市、十日町市、燕市、魚沼市、南魚沼市、川口町、津南町
新潟県

懇談内容 信濃川水系河川整備計画骨子策定に向けた意見交換

その他 懇談会は公開で行います

一般傍聴席も用意してありますが、傍聴希望者が多数の場合などは、入室できないことがあります

取り扱い 本資料の発表をもって解禁とする。

同時記者発表クラブ

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
長岡市政記者会
週刊記者会

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 信濃川河川事務所

副所長（技術） 増田 孝幸
調査課長 大作 和弘

電話番号（代表） 0258-32-3020

北陸地方整備局 河川部
信濃川河川事務所
信濃川下流河川事務所
千曲川河川事務所

平成20年8月12日
発表をもって解禁

信濃川水系河川整備計画(大臣管理区間) 策定に向けた意見聴取を開始します

～信濃川水系河川整備計画に関するホームページを開設しました～

国土交通省北陸地方整備局では、平成20年6月11日に河川法に基づく「信濃川水系河川整備基本方針」が策定されたことを受け、「信濃川水系河川整備計画(大臣管理区間)」の策定作業に着手しました。

その第一段として、資料の閲覧やご意見の投稿等ができる「信濃川水系河川整備計画ホームページ」を開設しましたのでお知らせします。

今後は、適宜、学識者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聴取する予定です。

同時発表

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ(新潟)
長岡市政記者会
長野県政記者クラブ



国土交通省

国土交通省 北陸地方整備局 河川部
河川計画課長 山本 悟司
代表 025-280-8880
河川計画課直通 025-280-8958

信濃川河川事務所
副所長(事業) 増田 孝幸
代表 0258-32-3020

信濃川下流河川事務所
副所長(技術) 横山 正一
代表 025-266-7131

千曲川河川事務所
副所長(技術) 石川 俊之
代表 026-227-7611

〈解説〉

平成9年に河川法の改正が行われ、従来の「工事实施基本計画」に代わり、河川整備の長期的な方向を示す「河川整備基本方針」と具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定されました。河川整備計画は、具体的、段階的な河川の整備目標や河川工事、河川の維持の内容について定めるもので、策定に関しては、学識者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聴き、計画に反映する手続きが導入されました。【別紙－1】

「信濃川水系河川整備基本方針」は、平成19年9月18日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ意見を求め、同審議会から河川分科会に付託されました。その後、社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において審議を行ったのち、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て平成20年6月11日付けで策定されました。

信濃川は、幹川流路延長が日本一の河川です。気候・文化・風土が異なる中で様々な人々が暮らしています。国土交通省北陸地方整備局は、河川整備計画の原案策定前の段階から信濃川流域で暮らす人々の意見を聴取し、計画の立案に反映するため、この度、専用ホームページを開設し、関係情報の提供、意見の聴取を行います。

今後、下記及び【別紙－2】に示すような様々な手法を用い、学識者、関係住民、地方公共団体の意見聴取を進め、当面、平成20年度内に「整備計画骨子作成」を目標に作業を進める予定です。

〈意見聴取の様々な取り組み〉

①学識者意見聴取

河川法第16条の2第3項の規定に則り、信濃川水系学識者会議を立ち上げ、信濃川に関して学識経験を有する方々の意見聴取を行います。

信濃川水系学識者会議は、管理区間毎に3つの部会（上流部会・中流部会・下流部会）を設ける他、3部会の意見を調整する全体調整会議を設けます。

【参考 河川法第16条の2第3項】

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

②関係住民意見聴取

河川法第16条の2第4項の規定に則り、住民意見の聴取を以下の方法などで実施します。

●インターネット（【別紙－3】に開設するホームページを示します）

8月12日より、ホームページを開設し、関係資料の閲覧、ご意見の投稿等ができるようにしました。

ホームページURL <http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/shinano-plan/>

●懇談会及び公聴会

懇談会及び公聴会の開催を予定しています。

●アンケートはがき

ご意見投稿のためのアンケートはがきを作成します。

●関係資料の閲覧

北陸地方整備局河川部、関係事務所及び出張所において関係資料の閲覧ができます。

【参考 河川法第16条の2第4項】

河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

③地方公共団体意見聴取

河川法第16条の2第5項の規定の他に整備計画案策定段階より地方公共団体から意見をいただき、連携を強化します。このため、県・沿川市町村・流域市町村の担当部局を対象とした説明会等を予定しています。

【参考 河川法第16条の2第5項】

河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かななければならない。

新しい河川整備の計画制度

参考資料

旧制度

工事实施基本計画

内容

基本方針、基本高水、計画高水流量等主な河川工事の内容

工事实施基本計画案の作成

意見

河川審議会(一級河川)

工事实施基本計画の作成

河川工事

新制度

河川整備基本方針

内容

基本方針、基本高水、
計画高水流量 等

河川整備基本方針の
案の作成

意見

社会資本整備審議会
・河川分科会
・小委員会

河川整備基本方針の
決定・公表

河川整備計画

内容

河川整備の目標、
河川工事、河川維持の内容 等

原 案

意見

学識経験者

意見

公聴会の開催等による
住民意見の反映

河川整備計画
案の決定

意見

地方公共団体の長

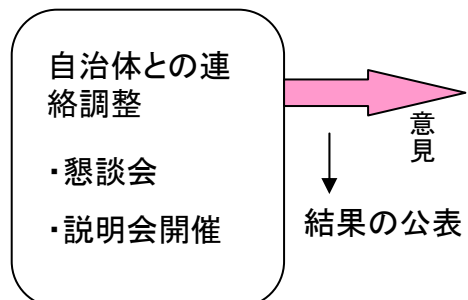
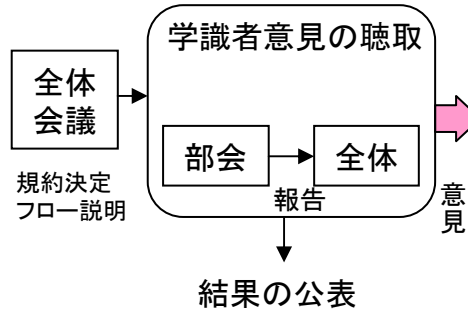
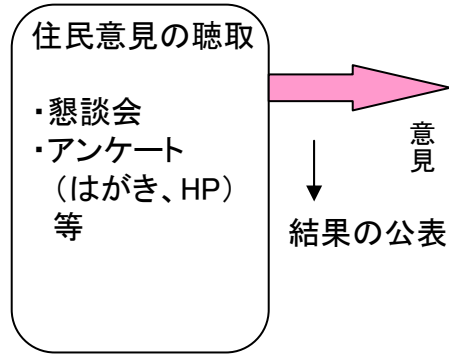
河川整備計画の
決定・公表

河川工事・河川の維持

信濃川水系河川整備計画の策定フロー

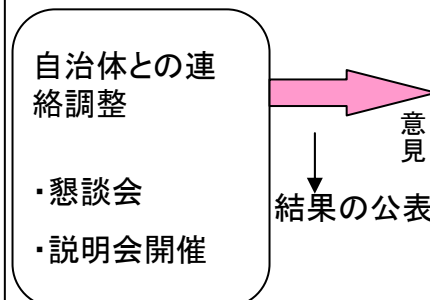
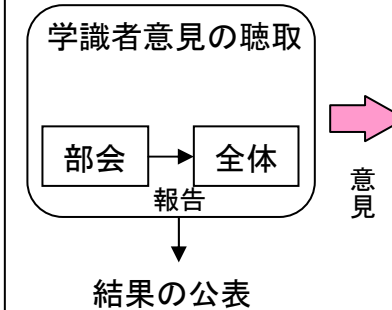
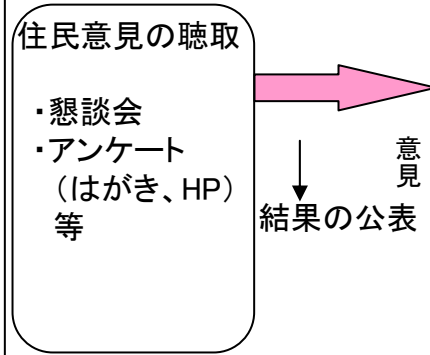
参考資料

河川整備計画策定 着手



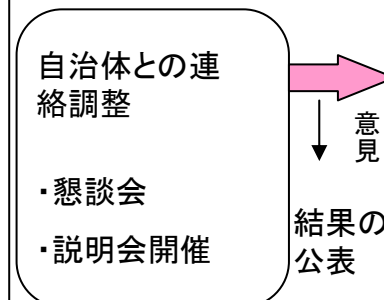
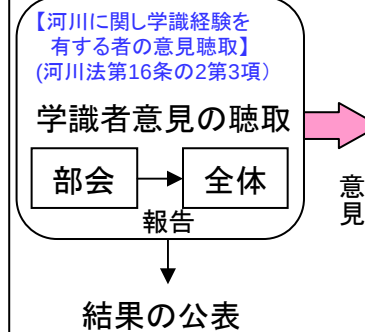
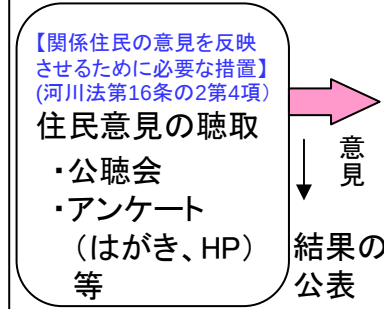
ステップ1

整備計画骨子作成(河川管理者)



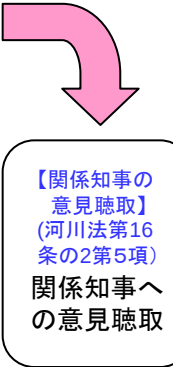
ステップ2

整備計画原案作成(河川管理者)



ステップ3

整備計画案作成(河川管理者)



策定